

## 岐阜県発注の建設工事に係る簡易型（地域型）総合評価落札方式試行要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、岐阜県が発注する工事の公共工事の品質を高めるため、価格だけでなく、入札者の施工能力等の技術力に関する簡易な評価を行い、これらを総合的に考慮して落札者を決定する簡易型（地域型）総合評価落札方式を一般競争入札により試行するための事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 当該業務を所掌する事業課又は事務所（以下「発注機関」という。）の長が、技術的な工夫の余地が小さい工事であって、工事成績、同種・類似工事の経験、営業拠点等の評価項目について提出された技術資料（以下「技術資料」という。）を数値化することにより、企業の技術力と入札価格を総合的に評価することが適当であると認める工事を対象とする。

### （募集手続）

第3条 簡易型（地域型）総合評価落札方式は、発注機関が入札公告を行う際に、簡易型（地域型）総合評価落札方式である旨及び評価項目、評価基準等を明示するとともに、図面及び仕様書の内容を明示して募集するものとする。

### （手続に要する日数）

第4条 簡易型（地域型）総合評価落札方式の手続に要する期間は、別紙に示す日数を参考として設定するものとする。

### （入札参加資格確認申請書、技術資料及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

第5条 一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告の日の翌日から5日以内に、入札参加資格確認申請書（岐阜県一般競争入札実施要領に定める別記様式第1号。以下、「申請書」という。）及び総合評価落札方式に関する技術資料（岐阜県総合評価落札方式（地域型）申請様式第1号）を、電子入札システム（以下、「システム」という。）により提出させるものとする。  
2 落札候補者からは、入札後2日以内に、入札参加資格確認資料（岐阜県一般競争入札実施要領に定める別記様式第2号）を提出させるものとする。

### （入札参加資格の確認）

第6条 入札参加資格の確認は次のとおりとする。  
（1）入札前の参加資格の確認は、前条により提出された申請書による形式的な確認を行うものとし、発注機関の長は、申請書提出期限日後速やかに、システムにより、入札参加資格確認通知書を申請者へ送付するものとする。  
（2）開札後の参加資格の確認は、落札候補者のみ行うものとし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者の入札参加資格を確認するものとする。  
（3）前号の確認は、提出された申請書等の資料に基づき入札参加資格委員会が行うものとする。  
（4）開札後の資料の確認において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書（岐阜県一般競争入札実施要領に定める別記様式第7号）を送付するものとする。

### （総合評価委員会）

第7条 簡易型（地域型）総合評価落札方式評価基準及び評価点の決定を行うための組織として、発注機関内に岐阜県（発注機関名）総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を置く。

### （学識経験を有する者の意見の聴取）

第8条 発注機関の長は、簡易型（地域型）総合評価落札方式試行工事を発注しようとするときは、当該工事の本方式への適用の可否について、あらかじめ、岐阜県建設工事総合評価審査会により、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

### （総合評価の方法）

第9条 簡易型（地域型）総合評価落札方式における評価は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評価項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
- (2) 価格及び技術力に係る総合評価は、入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（落札者の決定）

- 第10条 簡易型（地域型）総合評価落札方式の落札者は、価格及び技術力をもって申込みをした入札者で、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある評価値の最も高い者とする。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決める。

（入札公告等に明示する事項）

- 第11条 発注機関の長は、入札公告等において次に掲げる事項を明示するものとする。

（1）入札公告

- ① 当該工事が、事後審査型一般競争入札による簡易型（地域型）総合評価落札方式の試行工事であること
- ② 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（その他）

- 第12条 この要領に定めるもののほか、実施に向けて必要な事項は別に定める。

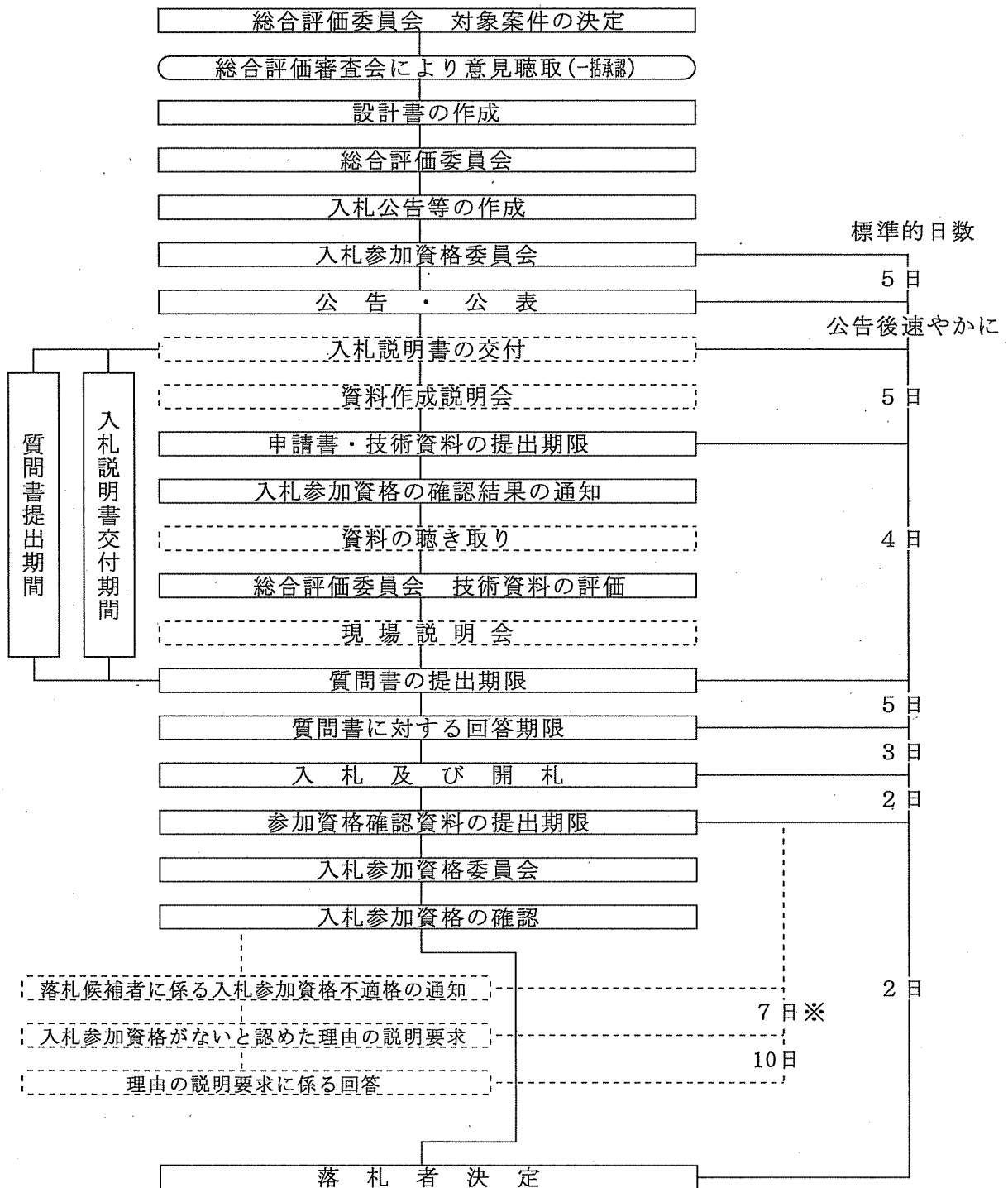
附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
- 2 「岐阜県県土整備部発注の建設工事に係る簡易型（地域型）総合評価落札方式試行要領」（平成21年9月29日 技第1193号）は廃止する。

附 則

- この要領は、平成23年2月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

(別紙)  
簡易型 (地域型) 総合評価落札方式の手続【事後審査型】



- ※は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。
- 上記の日数は、標準的日数であり発注機関により適宜変更することが出来る。

## 総合評価落札方式に関する技術資料

平成 年 月 日

岐阜県知事 様  
岐阜県〇〇事務所長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

㊟

（作成担当者名： ）

注）電子入札システムにより提出する場合は、代表者印を省略できるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札に関する技術資料を下記のとおり提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- ① 企業能力（岐阜県総合評価落札方式（地域型）申請様式第2-1号）
- ② 配置予定技術者の能力（岐阜県総合評価落札方式（地域型）申請様式第2-2号）
- ③ 地域要件（岐阜県総合評価落札方式（地域型）申請様式第2-3号）

※ 添付資料は必要ありません。

ただし、開札後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに添付書類を提出するものとします。なお、提出できない場合は、入札が無効となります。

※ 技術資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となりますので、十分注意ください。





地域要件

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	<input type="checkbox"/> 当該工事と同一市町村内（旧市町村内）に本店あり（※） <input type="checkbox"/> 当該工事と同一土木事務所管内（同一市町村内を除く）に本店あり（※） <input type="checkbox"/> 当該工事と同一圏域内に本店あり	※ 営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地となります。
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	<input type="checkbox"/> 岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちで同等の活動実績あり（※） <input type="checkbox"/> 岐阜県内市町村との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く）又は岐阜県内市町村（※） <input type="checkbox"/> 参加なし又は活動実績なし	※ 協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力の書類」への参加が確認できる書類 ※ 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類
ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	<input type="checkbox"/> 当該工事と同一市町村内（旧市町村内）での実績あり（※） <input type="checkbox"/> 当該工事と同一圏域内（同一市町村内を除く）での実績あり（※） <input type="checkbox"/> 上記以外	※ 添付資料は技術審査基準を確認してください
近隣地域施工実績	直近1.5か年度に完成引き渡しの施工実績の有無（国、岐阜県及び独立行政法人等（それぞれ設法において、建築基準法第1.8条の規定上国とみなす旨の独立行政法人）が発注した工事（工事成績評価点の通知のあるものに限る。）のみ対象）※工事成績評価点が6.5点未満のものは、実績として認めない。	<input type="checkbox"/> 当該工事と同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※） <input type="checkbox"/> 当該工事と同一圏域内（同一市町村内を除く）での施工実績あり（※） <input type="checkbox"/> 上記以外	※ 工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は当該工事を証明する書類（契約書等）
応急危険度判定士の登録者数	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	<input type="checkbox"/> 2名以上（※） <input type="checkbox"/> 1名（※） <input type="checkbox"/> 登録なし	※ 岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し

注1) し又は■のように記入すること。  
 2) 営業拠点の基準日は申請期限日とする。  
 3) 添付資料は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに添付資料を提出すること。